

科目名

刑法

一、被告人Xは、「自衛隊のイラフ派兵反対」などと記載したビラを、
防衛庁立川宿舎各室玄関ドア新開受けに投函する目的で、
意断でAの居住する立川宿舎の敷地に立ち入った上、四棟の各一階出入口
から、四階の各室玄関前まで一時間程立ち入った。被告人Xの罪責
について論じなさい。

二、緊急避難（刑法第三七条）の本質について説明しなさい。